

1. 件名:「日立造船(株) 特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【12】」

2. 日時: 令和4年6月16日 10時00分~12時25分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐※、松野上席安全審査官、  
櫻井安全審査官※

日立造船株式会社

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室  
主席技師 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

資料1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請 設置許可基準規則への適合性について(第五条、第六条関連)

資料1-2 補足説明資料 5-1 5条津波による損傷の防止 津波に対する安全機能維持に関する説明資料

資料1-3 補足説明資料 6-1 6条外部からの衝撃による損傷の防止 竜巻及びその他外部事象に対する安全機能維持に関する説明資料

資料1-4 特定兼用キャスク型式証明(Hitz-P24型) ヒアリングコメント管理票

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	では今からヒアリングを始めたいと思います。今日のヒアリングは、前回のヒアリングでのコメント回答ということで、松波と、
0:00:15	竜巻、
0:00:17	コメント反映した資料が今手元にありますので、一応そちらの説明をお願いいたします。
0:00:28	はい、日立造船の南です。それでは津波竜巻に対するコメントの内容に対する、資料等の修正内容につきまして、
0:00:39	コメントリストに沿ってご説明させていただきます。
0:00:43	コメントリストのページ番号 48 分の 30 ページをお願いいたします。
0:00:50	コメントNo. 100 番からになります。
0:00:54	100 番のコメント内容ですが、黄色いマーカーの部分は特有の考慮を含めてきたが、ミナミダテについてどこが 60 なのかというコメントできた。
0:01:05	これに対しまして、津波竜巻フクイ航空の意向はありませんので、パワーポイントの資料の記載を修正しておりますので、パワーポイントの
0:01:16	支援とパワーポイント資料の 7 ページの方をお願いいたします。
0:01:25	パワーポイントの 7 ページは、審査ガイドの確認内容に対する、津波に対する損傷の防止に対する設計方針をまとめたものになっておりまして、
0:01:35	前回の資料では、設計評価の方針のところの一番下の行ですね、評価方法のところ、黄色ハッチング的、衛藤。
0:01:46	独自の事故があるとしていたんですが、
0:01:48	評価方法については、このガイドに記載の通り、既往の研究事例や、
0:01:54	機能確認試験等の結果との会議、FEM解析をすると応力評価等により実施するという、設計方針としておりまして、その方針については、
0:02:06	先行型スキームとの差異はありませんので、特有の事項はなしという形で、この資料を修正しております。
0:02:16	コメントリストの 101 番をお願いいたします。
0:02:20	101 番は、考え方として先行と同じであり津波竜巻に関してまた特に特異の考慮していることはないということかという。
0:02:29	ご質問でした。これに対しまして相当ご理解の通りですと、と回答しているんですが、パワーポイント資料の方につきましても、参考としまして、先行型式との比較を、参考のところ載せております。
0:02:44	パワーポイント資料の 40 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	40 ページのところは、先ほどの色が手法のところにつきまして、先行型式との採用を比較した表を載せております。
0:03:04	この表につきましては、評価対象として選びました、①番の一部だ密封シール部及び一次蓋ボルト、あとは該当、3 番のバスケットと 4 番の伝熱品と、
0:03:17	評価に対しまして、それ全厚型式との差異というのを、
0:03:24	評価方法を並列して記載しているという形で資料をまとめております。
0:03:30	いずれの評価方法につきましても、
0:03:34	先行カトウ式と同じような、
0:03:37	同じ評価手法をとっているところ。
0:03:40	ですので、設計の違いによる差異というのがもちろんありますけれども、評価の仕方として、特有特有の事項というものは含まれていないというのが、
0:03:51	この表でまとめた形になっております。
0:03:55	それでは、コメントリストの 102 番をお願いいたします。
0:04:02	102 番のコメント内容ですが、告示津波の荷重、 $5.71 \times 10^{-3}$ 乗kNが 0.3 メーター落下の荷重に包絡されるという説明だと思うが、
0:04:14	そもそもの 0.3 ウエダ落下時の荷重学校のフランジ側面とそういった側面作業とする、対応する荷重的根拠は進められているかというご質問でした。
0:04:24	これにつきまして、もともとあの資料に算出根拠を書いていたんですけども、わかりづらい点あったかと思いましたので、次の補足説明資料の記載、よりわかりやすいように修正しております。
0:04:37	説明資料の 19 ページ目をお願いいたします。
0:04:50	総合説明書の 19 ページの一番上の項目になりますが、(1)というところでフランジ側面に作用する荷重時という方を作りまして、その方の中で、
0:05:04	どうやってフランジに作用する添荷重というのを算出しているかというのをこの子だけで、わかりやすくまとめた形に変えておりますので、そのように修正いたしました。
0:05:17	では、コメントリストに戻りまして、1038、405 につきましては、コメントをいただいた時に合同で回答、江藤です。
0:05:28	おりますので、本日は受けさせていただきます。
0:05:34	コメントNo.の 106 番をお願いいたします。
0:05:38	106 番のコメント内容ですが、主な一般コメントの意図としましては設計荷重の定義は何かということかと、理解しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:49	設計管理につきましては、その定義が明確となるように、補足説明資料の方を修正しましたので、
0:05:57	説明資料の 17 ページをお願いいたします。
0:06:05	補足説明資料の 17 ページの、(2)機能維持評価のテープで評価方法でその下に、各部位を、
0:06:16	並べてまして、最初の括弧Aが一次分の密封シール部及び一部、一次蓋ボルトとなっております。
0:06:24	そのさらに下の方で、設計荷重の設定という、
0:06:29	を設けまして、ここで設計荷重の定義しております。複並としましては、設計荷重として、津波荷重を包絡する値を用います。
0:06:42	というのが 1 点。
0:06:43	また、設計管理の作業状態としては、輸送用緩衝体を装着した実利用型が落下した場合に、設計荷重が緩衝材反力としてフランジ側面及び底いた側面に対応した状態を創設するという、
0:06:58	この状態を設計関連が作用している状態として、下の図 3 に示しているような状態を想定するというのをここで、定義を明確にします。
0:07:15	コメントリストのほうに戻りまして、コメントナンバー107 番をお願いいたします。
0:07:22	107 番は、
0:07:26	コメントいただいたときに、冒頭で回答していますので、割愛させていただきます。
0:07:33	コメントNo.108 番をお願いいたします。
0:07:37	コメントポイントにつきましては、縦置の貯蔵の条件を先に決めてから、予防姿勢での設計条件を含め、それと比較して、何らかの機能評価をするということが理解しにくい。
0:07:50	どのように設計荷重を決めるのかという点も、
0:07:53	説明をしっかりとすることということがコメントの趣旨でした。
0:07:58	それにつきましては 7 万 106 と同じなんですけれども、繋がりを包絡する風として設計荷重を設定していること。
0:08:08	もう一つは、設計監理を用いることの妥当性が明確となるように続説明資料を修正しました。
0:08:17	補足説明資料の 17 ページをお願いいたします。
0:08:23	17 ページのところ、ポツの評価方法の下に、まず最初の評価対象の部位としまして一部だ密封シール部及びぶら一次蓋ボルトの公募立てしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:37	その頭の解消の方として、設計荷重の設定、
0:08:41	これ先ほどご説明した通り、設計課長の定義を記載しまして、
0:08:46	さらに 11 ページのところ、設計荷重を用いることの妥当性、
0:08:51	この項を新しく作りましてその中で、
0:08:55	増減がちゃんと暴落しているかとか、そういうところの説明をしております。
0:09:00	ナカノ細かく説明のところにつきましては、後から出てくるコメントのところでご説明したいと思いますので、ここでは妥当性の細かい中身の説明は割愛いたします。
0:09:16	続きまして、コメントリストの 48 分の 33 ページになります。
0:09:21	コメントNo.109 番につきましては、口頭で回答済みですので、本日はご説明割愛いたします。
0:09:30	コメントNo.110 番をお願いいたします。
0:09:33	110 番は、該当バスケット動の評価について記載されているが、この記載で、
0:09:41	この中で一時、
0:09:43	密封シール部が最も厳しいということが読み取れなかったというコメントでした。
0:09:48	これにつきましては、こちらの資料の作成の意図としましては、各評価部位に対して最も厳しい位置に、津波荷重なり、竜巻荷重が作用した。
0:10:01	場合の評価を行うということが、趣旨ですので、それ、その旨がオノ。
0:10:07	わかりますように補足説明資料の記載を修正しました。
0:10:12	補足説明資料の 17 ページをお願いいたします。
0:10:19	17 ページの一番上(2)の機能維持評価の方のすぐ下にですね、機能評価においては津波荷重が各評価部に対して最も厳しくなる位置に作用した場合の評価を行い、
0:10:32	三つBに 4 型の安全機能が損なわれる恐れがないことをお示しするというふうに記載を明確にしております。
0:10:44	続きまして、コメントナンバーの 111 番をお願いいたします。
0:10:51	コメントの内容ですが、フランジ部に荷重をかけるということと、密封シール部の評価の関係がわかりにくい。
0:10:59	ルートを用いて詳細に説明して欲しいというコメントでした。
0:11:03	これに対しまして、富井フジグループとフランジの位置関係係を補足説明資料に図を追記いたしました。
0:11:11	説明資料の 18 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:18	18 ページのところに、
0:11:21	4 ですけども、ここのフランジ近傍の拡大図を載せておきまして、このオノつ拡大図の中で、
0:11:32	密封シール部と、
0:11:34	プランジング
0:11:37	オノ11 関係がわかるように、一応それぞれ示しております。
0:11:44	それでは、コメントリストの 112 番をお願いいたします。
0:11:51	112 番の、
0:11:53	コメント内容ですが、まず、富井藤シール部がどこを示しているかが非常に曖昧であると。
0:12:00	また、輸送の許認可では、業界を拡大して示す動画を行われていると思うので、そういうことを念頭に置いて、その構成等を考えて欲しいというコメントでした。
0:12:13	これにつきましても、閉じ込め境界と密封自由部の箇所がわかるように、ちょっと説明資料に図を追記しましたので、同じく 18、説明資料の 18 ページをお願いいたします。
0:12:27	18 ページの、先ほどの図 4 の拡大図のナカニシ飛び込み業界のと、1 号、青線で示しております。
0:12:37	また三越海野市は先ほどご説明したように、点線のところで、信じてある領域になりますので、この図をもって、
0:12:47	飛び込み協会及び物流部の箇所がわかるようにしております。
0:12:53	コメントリストの 113 番をお願いいたします。
0:12:58	コメントの内容ですが、FEM の物価として何を占めるのかがわからない点 3 メーター落下の FEM の結果なのか。
0:13:07	この加治を使って、左の図に相当するモデルの赤い矢印の 1 に荷重を入力して評価した結果なのか、若干わかりにくいというコメントでした。
0:13:21	こちらにつきましては、0.3 メーター落下の AppM 評価で安全機能を評価することが明確となるように、そのポイント資料を修正いたしましたので、
0:13:31	パワーポイント資料の 9 ページ目をお願いいたします。
0:13:46	とパワーポイント資料の 9 ページですが、評価法としまして、評価ダイソ一部では妊婦シール部及び一次蓋ボルトのところ、
0:13:56	矢羽根、上から一つ目と二つ目の記載のところになりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:05	津波荷重を包絡する設計荷重を設定し、津波荷重が作用した場合の一部た密封シール部及び一次蓋ボルトを有限要素法を用いたABAQUSコードにより評価すると。
0:14:17	設計管理がされた場合の状態をA、FEMで評価するということを明確にしております。
0:14:23	二つ目の矢羽根で、設計荷重の状態を説明しております、輸送用緩衝体を装着した道医の方から貸した場合に、設計荷重が岩礁体反力としてフランジ側面及びそこそといった側面に作用する。
0:14:39	採用した状態を想定すると、この二つをもちまして、0.3メートル下の方のFEMで安全機能、
0:14:48	増加しているということが明確な明確になるように記載をする、修正しております。
0:14:58	続きましてコメントリストの 35 ページ目お願いいたします。
0:15:05	コメントNo. 614 番につきましては、コメント、M5 に対しまして、5 回導入となっておりますので、
0:15:15	本日ご説明は割愛いたします。
0:15:18	コメントナンバーの 115 番をお願いいたします。
0:15:23	ごめん、その内容ですが、左の図の方、これは津波荷重が作用した場合、
0:15:34	総代の方ですけれども、
0:15:35	これが集中管理になると思うので、
0:15:39	漢字を考えると非保守的となるということは念頭に置いて欲しい、荷重の大小と荷重のかかり方の観点から包絡していることを説明することというコメントでした。
0:15:52	これにつきまして、アビル作用範囲を考慮しても、設計管理に包絡されることを、補足説明資料に追記しましたので、
0:16:00	補足説明資料の 19 ページをお願いいたします。
0:16:10	19 ページの真ん中あたりから、(2)のフランジ側面に作用する荷重の作業範囲という項を立てて、ここで、
0:16:20	あそこの
0:16:23	13 範囲の包絡性というものを説明をお聞きしております。
0:16:28	今から中身についてご説明させていただきます。
0:16:31	まずと、兼用キャスク告示の方には、津波漂流物の大きさに関する規定はありませんが、津波荷重を算定する際の漂流物の質量を 100 トンとしていることから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:44	ここでは、漂流物として資料 100トン級の購入を想定することにいたしております。
0:16:52	一方で、竜巻の方の飛来物の衝突に関しましては、原子力発電所の竜巻影響評価ガイドの解説表において、
0:17:02	設計飛来物なトラックの先方が記載されております。
0:17:07	この船舶 100トンのものと、
0:17:10	100トンからの荷重作業範囲は、
0:17:13	そのトラック、
0:17:15	こちらは 4.75tという記載がありますけれども、
0:17:19	プログラム荷重作用範囲より十分大きいと考えられますので、プランニング側面に作用する荷重の作用範囲としては、鍛冶湯浅様範囲がより小さい設計以来ずっとトラックの方が厳しい条件になると考えております。
0:17:35	ですので、ここでは、設計飛来物とトラックの数をを用いて設計荷重によりフランジ側面に作用するかというのを作業範囲の妥当性を示すということにしております。
0:17:47	建物系影響評価ガイドの解説表に、
0:17:51	を見ますと、設計飛来物となるトラックの寸法は、長さ 5 メーター。
0:17:56	ババ 1.9 メーター、奥行き 1.3 メーターと規定されております。
0:18:02	リーダーの指揮に基づく飛来物衝突荷重の算出において、設計飛来物の衝突方向長さを保守的にサイショ長さである 1.3 メーターとしていることから、
0:18:15	フランジ側面に作用する荷重作業範囲としては大きさ 5 メーター及び幅 9 メーターのうち、荷重作用範囲の小さい 1.9 メーターを用いて検討を行うことといたしました。
0:18:28	設計管理作業時及び設計飛来物トラックになりますけれども、
0:18:33	これの衝突時の荷重作業範囲を図 5 のほうに記載しております。
0:18:40	20 ページの通報をお願いいたします。
0:18:44	こちらの方にありますように、設計者 13 は、
0:18:50	については、2、1 号、1 メーターの範囲に荷重をかけております。
0:18:57	一方でトラックアマン 1.9 メーターですので、トラック幅の方が、
0:19:04	狭い範囲というかそれで 40 ぐらいになってます。
0:19:09	ここで、
0:19:10	衛藤設計他 12.151 メーターの幅にかけておりますけど、
0:19:16	その果樹地のうちですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:19	トランコムババと同じ 1.9 メーターの幅。
0:19:23	人、作業している果樹。この図で言いますと、DOTで、ちょっと色をつけているところですが、この範囲に採用する果樹。
0:19:34	設計管理、設計荷重というのは、 $1.20 \times 10^{-4} \text{kN}$ となります。
0:19:46	このトラックと同じ幅 1.9 メーターのこの範囲に作用する設計荷重 $1.20 \times 10^{-4}$ 状況ニュートンといいますのは、
0:19:55	飛来物衝突荷重の 8.45 トン 10-30kNを包絡しますので、
0:20:02	従って設計荷重によりフランジ側面に作用する荷重は津波荷重及び飛来物衝突荷重によってフランジ側面に属する風を包絡している、というふうな、
0:20:14	アビル作業範囲としても、崩落しているということを説明しております。
0:20:26	それでは、コメントリストの 35 ページに、35 ページに戻っていただきまして、
0:20:34	コメントナンバーの 116 番につきましては、口頭で回答済みのため、本日の説明を割愛させていただきます。
0:20:42	コメントNo.117 番をお願いいたします。
0:20:46	コメントの内容ですが、該当は、評価基準破断しないとしているが、比率は総じて機能に影響がないか。
0:20:55	比率がそうでないということは評価されているのかという内容でした。
0:21:02	そのコメントに対しまして、一部内容を訂正して、今回この資料で回答させていただきたいと考えております。
0:21:12	該当の中身ですが、篠木センターの評価式は、荷重がすべてせん断破壊に寄与すると仮定した保守的な条件でお返しするかどうかを評価するものであり、
0:21:23	技術がショウジュかどうかは本評価式からは評価できません。ただし、亀裂が生じたとしても該当の遮へい機能に影響はないと考えております。
0:21:36	続きましてコメントNo. 118 ババをお願いいたします。
0:21:41	コメントの内容ですが、安全機能ごとに何がどのような基準を満足すれば問題ないといえるのかその件を詰めすることというコメント内容でした。
0:21:52	それに対しまして、各安全機能に対する評価部位及び評価訓練をイド資料に追記いたしましたので、
0:22:01	パワーポイント資料の 5 ページ目をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	1 ページの表のところに、評価部位等、評価基準をそれぞれ町の形でまとめております。
0:22:15	各安全機能に対して、どの部位を評価部位として選んでいて、
0:22:20	その評価部位に対してどの評価基準を適用するかというのをこの表で、明確にまとめております。
0:22:29	それでは、コメントナンバーの 119 番をお願いいたします。
0:22:35	コメントの内容ですが、先行他社の例では、該当は遮へいと除熱になっていると記載されているが、先行と合わせることも検討してはどうかというコメント内容でした。
0:22:49	この辺につきましては、今、検討中の段階ですので、今後、回答したいと考えております。
0:22:57	コメントNo.120 番をお願いいたします。
0:23:02	コメントの内容ですが、未境界部とバスケットは、金属キャスク構造規格の供用状態Eの許容限界とするとあるが、先行他社の弾性範囲内とする基準と違いはあるのかというコメントでした。
0:23:19	この点につきましても、一部訂正した上でこの資料で回答をさせていただきたいと考えております。
0:23:27	と回答中身ですけれども、金属キャスク構造規格の供用状態には、
0:23:34	基本的にはこれなければいい基準になっておりますが、
0:23:37	境界部に対しては、密封性能を維持するために、弾性範囲内が基準になっており、
0:23:44	これは先行他社との差異は、
0:23:47	密封境界部に対してはないというふうに理解しております。
0:23:52	一方で、バスケットに対しては壊れなければいいという基準と規格上はなっておりますが、先行他社では、
0:24:00	弾性範囲内を基準としており、この点については差異があるというふうに理解しております。
0:24:11	では、コメントNo. 121 番をお願いいたします。
0:24:18	コメントの内容ですが、
0:24:20	先行では、該当は支持構造物の基準をという、1000 万増加しているというコメント内容ですか。
0:24:28	これに関しまして、該当の力評価を含む説明資料及びパワーポイント資料に設置いたしましたので、
0:24:36	今回は、補足説明資料の方でご説明したいと思います。
0:24:41	補足説明資料のページ 1-15 ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:56	別紙 1 の 15 ページのところで、該当の評価としまして、
0:25:02	津波荷重作用時の外観評価は、ガイドの全体挙動に関する評価、これは後程説明します応力評価の方を、あとは将来、
0:25:13	漂流物が導入しようとする局部の評価、これはもともと載せていた評価の方になります。
0:25:20	ポツで記載していますがイトウの全体挙動に関する評価ということで、
0:25:27	津波の波力や漂流物が、
0:25:30	対応した場合の応力超過というのを、
0:25:35	ページ、昨日、
0:25:39	1-16 ページですね、こちらの図の方で、
0:25:44	街灯を両端固定の梁という形でモデル化しまして、
0:25:51	津波がRubyと。
0:25:54	漂流物の衝突変えBC、こちらがそれぞれ分布荷重と、集中荷重で該当の該当に作用するという条件で応力評価をしております。
0:26:06	結果につきましては別紙 1 の 17 ページの方の 2、必須結果を載せておりました、
0:26:13	三つあるA欄のうち一番下の欄になりますけれども、
0:26:18	衛藤曲げ応力、それぞれ中央部の端部の応力になりますけれども、こちらに生じる応力が評価基準値 1.5 ミリオン属するということを確認しております。
0:26:32	また端部に生じるせん断応力につきましても増加しております増額要因 1.5msを満足するということを確認しております。
0:26:42	この所サノな利用につきましては、特に先行型式等のおハナイ事が言わないというふうに理解しております。
0:26:54	それではコメントリストの 122 番をお願いいたします。
0:27:01	122 番は、踊り回答済みのため、本日はご説明を割愛させていただきます。
0:27:09	コメントナンバーの 123 番をお願いいたします。
0:27:14	このコメント内容につきましては、上のコメントNo. 122 と関連するんですか。
0:27:21	江藤前年資金の評価を該当の評価で代表するとあれば、代表させる理由を説明すること。
0:27:28	このコメントに追加で、
0:27:30	123 番のコメントがついてまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:33	外加入に対してそうならないことも普通できるということを、技術的に納得できる根拠をもって説明がなされるようにと。
0:27:42	定量的というわけではないが、ロジックの説明がしっかりとなされるようにというコメントでした。
0:27:49	それに対しまして、サイトウが破損しなければ、NPも保存しない。
0:27:56	理由を説明資料及びパワーポイント資料に追記しましたので、この説明資料のほうで記載を確認したいと思います。
0:28:05	説明資料の別紙 1 の 19 ページをお願いいたします。
0:28:13	別紙 1 の 19 ページのところに、電熱品の健全性を説明する記載のところがあまして、
0:28:23	2 年、
0:28:26	(4)でNSDの 2 段落目、取ってから始まるところの上から 3 行目になります、3 行目の途中からまたから始まる場所がありますけれども、
0:28:37	あと漂流物の衝突域では、局所的に街灯が塑性変形することに伴い、エネルギーも局所的に塑性変形が生じる可能性があるが、
0:28:48	電熱品はばイトウよりも大きな延性を有するため、伝熱品が破損することはないと、そういうふうに理由を追記しております。
0:29:00	それでは、コメントリストの 124 番をお願いいたします。
0:29:07	コメントの内容ですが、NPについて、説明の丁寧さに差があると感じると。
0:29:14	地震の説明も踏まえて、説明を延長することというコメントでした。
0:29:20	それに対しまして地震の説明も踏まえて津波荷重に対する電熱金の健全性について、補足説明資料を修正しました。
0:29:29	同じく補足説明企業の別紙 1 の 2 ページをお願いいたします。
0:29:36	別紙 1 の 19 ページの上から、
0:29:41	2 段落目、寄ってから始まる場所ですけれども、
0:29:45	漂流物の衝突位置を除く伝熱には、津波荷重による慣性力のみが作用する。ただし現実品は、
0:29:53	N-S品両側に位置する中性子遮へい材により支えられるためベン図への影響はないという、地震のときの記載と同じ記載を追記しております。
0:30:07	続きまして、コメントNo. 125 番をお願いいたします。
0:30:12	コメントの内容ですが、
0:30:14	風圧力度は抽出をしているとあるが、サトウMC周知成果中であっても審査資料としてはそれを評価した結果を記載すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:25	伝えることというコメントでした。
0:30:27	これに関しまして、圧力荷重の評価を記載し、平井の衝突荷重より十分小さいことがわかるように補足説明資料を修正いたしました。
0:30:37	熊木の方の説明資料の4ページをお願いいたします。
0:30:50	上のページのところから、(1)の下にポツで、風圧力による荷重ということで、このWWを計算する。
0:31:02	内容を追求しております。
0:31:07	風圧力による荷重というのは、表2の一番右下に記載の通り、 $9.80 \times 10^{-4}$ 乗Newという値となっております。
0:31:18	また同じ資料の16ページのところをお願いいたします。
0:31:25	鳥居ポツ、竜巻荷重という項目を新たにも設けまして、
0:31:31	江藤、この2段落目からになります。なお、風圧力による荷重 $9.80 \times 10^{-4}$ 乗ニュートンは、設計飛来物による衝突荷重 8.4 を掛ける $10^6$ 乗ニュートンに比べて十分小さく無視できることから、
0:31:48	竜巻荷重には含めないというふうに記載を追加しております。
0:31:58	それではコメントナンバーの126番をお願いいたします。
0:32:12	コメントの内容ですが、津波荷重は $5.71 \times 10^{-30}$ kNだが、これと比較するのはフランジ側面への荷重とされる、任意2を掛ける $10^4$ 状況ニュートンと比較する。
0:32:25	という考えかという質問でした。
0:32:29	これにつきましては、イトウ境界部に関しては、フランジに作用する荷重を比較することがおるように、御説明資料及びパワーポイント資料を修正しましたので、
0:32:41	補足説明資料、
0:32:44	18ページをお願いいたします。
0:33:03	津波の方の補足説明資料になりますと18ページのところに、
0:33:09	2ポツの設計荷重を用いることの妥当性という項目の上から2段落目、
0:33:17	一部タミフルシール部及び一部ボルトの評価においては、元利側面に作用する荷重の影響を支配的に受けることから、フランジ側面に作用する荷重値を比較し、設計荷重が津波荷重を包絡することを示す。
0:33:32	ということを、明確に記載しております。また先ほどご説明しましたけれども、下の図のところ、津波荷重が作用する位置と、
0:33:44	フランジ、そして一部タイプシール部の位置関係もこの図に記載しておりますので、これをもって明確にフランジに作用する荷重同士を比較するというように明確にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:59	ではコメントリストの 39 ページに戻ります。
0:34:03	コメントNo. 120728 番につきましては、口頭で回答しておりますので、本日、
0:34:11	説明は割愛させていただきます。
0:34:15	コメントNo.の 129 番をお願いいたします。
0:34:19	コメントの内容ですが、
0:34:22	サイトウの破壊の評価で、
0:34:24	使っている時期に対して、出典があれば記載するようにということで、
0:34:30	主出店としまして、原子力学会標準を確認しましたところ、そのセキが載ってましたので、
0:34:39	これを出典元としまして補足説明資料に記載いたしました。
0:34:44	出典を記載、追記しただけですので、ちょっと本日、ご説明確認は割愛させていただきます。
0:34:54	コメントNo. 130 万 131 番につきましては、口頭で加増済みのため、本日ご説明は割愛させていただきます。
0:35:08	コメントNo.132 番をお願いいたします。
0:35:11	コメントの内容ですが、
0:35:14	梅野先端部分の大迫さんのが必要だと思う。
0:35:18	というコメントでした。
0:35:20	これに対しまして、現在、いろいろガイドとか、
0:35:25	あと確認しておりますけれども、
0:35:27	なかなか 100トンというもの、そういう物の形状等、特定するのが、今調べた範囲では困難な状況となっているという、
0:35:39	状況になっております。
0:35:42	コメントNo. 133 番をお願いいたします。
0:35:48	こちらのコメントの内容についてですが、漂流物センターに作用する津波波力案件 03×10-32 度の算出根拠を示されているかということで、
0:35:59	算出根拠のほうを、補足説明資料に追記いたしましたので、
0:36:05	戸部理事。
0:36:07	津波の方の別紙 1 の 18 ページをお願いいたします。
0:36:18	別紙 1 の 18 ページの方です。
0:36:22	3 区分マーク上から二つ目のところになります。
0:36:26	なお該当に対応する荷重としては、漂流物衝突荷重通り物の衝突部に作用津波はリブが同時に作用した貝の荷重を用いる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:38	漂流物の衝突部に作用する津波波力PT和智式により求められるということで、下に参集Ⅱをオノ式を記載しておきます。
0:36:54	それではコメント理事との41ページの方に戻ってまして、
0:37:00	コメントNo. 134835番につきましては、ここで回答済みのため、本日も説明を割愛いたします。
0:37:09	続いてコメントナンバーの136番をお願いいたします。
0:37:15	締め付け力はどういう形で担保されるのか、カツキ証明の中で、この曲で管理することということが記載されるのかというご質問でした。
0:37:29	冒頭当日口頭で完了したところ、
0:37:33	に關しまして、記載、型式証明にどう記載するかを持ち帰り検討するというふうに落としたんですけれども、
0:37:41	当間加来に踏まえまして、
0:37:43	赤字のところになります、シミズ計画は、メーカーが発行する取扱説明書等の締付トルクを踏まえて、事業者にて保安規定等に取り入れられるものと、取りかえしております。
0:37:57	地面付けのは、設計に用いる値ではありますが、他の施設の評価に引き継ぐ事項ではなく、またキャスクの製造において正議員になる事項でもないため、
0:38:09	横野檀審査に引き継ぐ必要はないというふうに考えております。
0:38:16	コメントNo.の137番をお願いいたします。
0:38:20	コメントの内容ですが、こういうシミズ協力でユーザーが新付けできるということを説明することというコメントでした。
0:38:29	それに対しまして、
0:38:31	PPに大型の一次蓋ボルトの締め付け力を与えるために必要なトルク。
0:38:38	ここに記載の通りでありまして、大型のトルクレンジとフェーシングつけることができます。
0:38:44	で、この本資料の回答という形にさせていただきたいと考えております。
0:38:53	ごめん。ナンバーの138番と139番。
0:39:00	同じ関連のコメントになりますので、あわせて確認したいと思います。
0:39:06	139の方のコメント内容を確認いたしますと、先行他社ではゼロとして評価しているので、あえてここを0.31メートル。
0:39:18	これ課題高さ分に相当しますけれども、これを設定して評価しているのであれば、後段審査への引き継ぎ事項になるべきと思うというコメントでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:30	これに対しまして、暴落する保守的な条件、つまり終発面の最小化高さを 0 メーターとなるように補足説明資料を修正しましたので、
0:39:41	補足説明資料の 14 ページをお願いいたします。
0:39:54	14 ページの表 1 の中のところになります。
0:39:59	18 年のサイショ高さとしてネットワーク希望のところでもともとで 31 を使っておりましたが、計算値として 00 に変更して、評価を実施しております。
0:40:16	それではコメントナンバーの 140 番のところになりますが、
0:40:22	40 番につきましては、冒頭で回答済みのため、本日ご説明を割愛させていただきます。
0:40:30	続きましてコメントナンバーの 141 番をお願いいたします。
0:40:36	コメントの内容ですが、原産メーカー落下に縛られず、閣僚で適切な評価をしていればそれで良い。後縛られるのはあまり得策ではないかと思う。同等性とか、なぜ相当包絡するといえるかと、余分な説明が必要になる。
0:40:54	根拠に基づいて求められた荷重で実際どうなのかという説明の方が説得性はあるというコメントでした。
0:41:02	これに対しまして、先にいっぱい通ったコメントの内容と同じにはなりますが、津波荷重を楽する荷重として、設計荷重を設定していること、また設計管理方法ということの妥当性が明確、
0:41:17	隣の補足説明資料を修正する方針として、今考えて修正をしております。
0:41:24	修正の中身は先ほど説明した通りですので、ここでは、改めてのご説明を割愛いたします。
0:41:33	続きまして五名分ナンバーの 142 番をお願いいたします。
0:41:38	一番説得性があるのはどういう説明確率を考えると先ほど 141 番のコメントと同じような、
0:41:46	処置のコメントでしたが、
0:41:48	対応方針としましては、
0:41:51	141 番を
0:41:53	41 番の回答の方針と同じです。同じ。
0:41:58	ところを県庁は、考えて資料等を修正しております。
0:42:04	続きまして、コメントナンバーの 143 番をお願いいたします。
0:42:09	申請は縦置き姿勢なので、動く姿勢での評価をするならばその評価の妥当性が説明されるべき。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:17	コメントでした。
0:42:19	それにつきまして、盾オフィスビルの武将に対し、録音機種への評価を適用することの妥当性について不足する資料に追記いたしました。
0:42:30	補足説明資料の、
0:42:32	20 ページをお願いいたします。
0:42:42	20 ページのところの下半分のところですね、(3)という項を作りまして、
0:42:48	姿勢の違いによる設計管理の適用性というところで、姿勢の違いによる適用性のところを記載しております。
0:42:58	まず、津波荷重及び設計荷重における荷重条件の比較というのを、次の 16 次のページアンリユウ 6 についておりまして、
0:43:10	こちらの図 6 ですけれども、左側が津波荷重作用時の荷重の条件。
0:43:18	右側が設計管理作業時の条件となっております。
0:43:24	外部から作用する荷重としましては、津波荷重参事の方は、キャスクのフランジに作用するFP、
0:43:32	というか、
0:43:33	それに対しまして、設計荷重作用時の方は、
0:43:37	F、RWとか小隊から反力が作用する箇所のところ荷重をかけていると。
0:43:44	この辺につきましては、
0:43:47	先ほど説明した通り、設計荷重作用時の方が条件を包絡しているということを、適用性のところで説明しております。
0:43:57	それに加えてまして圧力荷重等は、松波管理者用地と設計管理が生じることとなっております。
0:44:04	また設計荷重作業時の方は、落下の事象であるということで、キャスク本体自体に、
0:44:13	衝撃加速度等が作用しますので、
0:44:16	設定荷重作用時のほうが荷重条件として、水平方向に対して、厳しい条件。
0:44:25	包絡する条件を課していると、いうのをこの図で説明しております。
0:44:31	一方で、
0:44:35	補足説明資料の 20 ページの方に戻っていただきまして、
0:44:41	あと(3)のところの 2 段落目からになりますけれども、特定兼用キャスクに作用する事故方法の荷重についてですが、
0:44:51	こちらは津波荷重作用時には、自重が最中です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:55	設計荷重作用時には、実行方向の漢字を採用しないという違いはあります。
0:45:01	ただし、理由による荷重は、設計荷重の約 20 分の 1 の、
0:45:07	大きさであり、設計管理と比べて十分小さいことから、受注による
0:45:14	機能維持評価への影響はないというふうに、説明を追加しております。
0:45:21	これを設けまして、縦置き姿勢で津波荷重物流する事象に対し、6 号機生で設計荷重が作用する状態を評価に用いる設備構成に問題はないというふうに考えております。
0:45:38	名簿ナンバーの 144 番をお願いいたします。
0:45:45	コメントの内容ですがバスCAPEの評価についてはどのように荷重が作用するのかその際に説明すること、過去地震と同様のコメントの内容となっております。
0:45:56	こちらは、地震の方のコメントを、内容を踏まえまして、
0:46:04	津波の方にも、今後適用していきたいと考えておりますので、今後回答予定という予定になっております。
0:46:13	コメントNo.の 145 番 146 番につきましては、細田イトウ前のため、本日も説明を割愛させていただきます。
0:46:22	コメントNo.147 番をお願いいたします。
0:46:26	20 番組をする必要がないか、影響がなく、考慮が不要であればそれはそれでですね終わることということで、
0:46:35	回答としましては自重による安全機能評価への影響がないことを補足説明資料に追記しております。
0:46:42	中身につきましては先ほど説明した通りですので、ここでは説明。
0:46:47	お伺いいたします。
0:46:50	津波、竜巻に対するコメントのそれに対する回答方針等のご説明は以上になります。
0:47:04	はい。規制庁松野です。それでは質疑の方に移らせていただきますけども、
0:47:10	私の方からいくつか記載の確認をしたい点があります。まずパワポ資料で、
0:47:30	まず、
0:47:36	10 ページ目になるんですけども、
0:47:49	この表の下に注 1 として、
0:47:54	各評価部位のうち、評価基準に対する余裕が最も少ない結果を記載と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:01	あるんですけども、
0:48:03	ここの余裕が最も少ない結果ってところの、
0:48:08	ちょっと具体的に、
0:48:10	どういうところなのかっていうところをちょっと説明をお願いします。
0:48:17	はい、喜多工藤線のミナミです。
0:48:20	今、資料の番号を確認しますのでちょっとお待ちください。
0:48:30	造船のミナミです。
0:48:32	津波学校の補足説明資料の、
0:48:37	ページ 1-7 ページの方をお願いいたします。
0:48:44	一応 7 ページは、安全機能として閉じ込め機能を担保する部材のうちの一部では密封シール部と一次蓋ボルトのほうの評価結果をいたしております。
0:48:57	その中で、衛藤、
0:49:00	今すうちは、表の中の一つ右側のところに、余裕率という項目がありまして、
0:49:07	これは 14 のところに記載の通り、評価基準値を分析結果で終わって、1 を聞いているという数字のものでして、
0:49:17	江藤余裕率が 0 に近づくほど、評価結果と基準値が、と同じ。
0:49:24	近江近づくというよりすれば、マイナスになってしまうと、評価結果が基準値をオーバーしているというような、そのような見方の数字になります。
0:49:35	この余裕率の中で、実際に数字のところの方が、厳しい評価結果になっているということで、
0:49:45	この利率を見ていただきまして、
0:49:48	例えば 1 時間三分シール部ですと、評価断面の②番のところの、
0:49:56	PL+B+9 となっている、その容量率が 2.0 ということで、
0:50:04	フジイの中では、シーバンスのいろいろな、
0:50:10	になっておりますので、ここ一番厳しい。
0:50:14	園児に対する余裕が相当も少ない結果という意味で、パワーポイントの資料の方に代表して記載していると、そのような形になっております。
0:50:24	一部のフォルトに対しても、考え方につきましては同じになります。
0:50:29	以上です。
0:50:32	規制庁松野です。
0:50:34	これはあくまでも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:37	閉じ込め機能の密封シール部と一次ボルト一部たボルトのところの応力に係る注意書き、
0:50:45	ですか。
0:50:46	バスケットプレートについては特に、
0:50:48	この注 1 は該当しないという理解でよろしいですか。
0:50:53	すいません。日立造船の南です。バスケットプレートの方につきましても、この注 1 は該当するという形で、資料を記載しております。
0:51:08	そこの補足説明資料の説明は、どのページになりますか。
0:51:12	はい。ちょっと説明資料のページで言いますと、別紙 1 の 11 ページ。
0:51:19	裏になります。
0:51:21	別紙 1 の 11 ページから、バスケットプレートのデータ等、
0:51:31	よく言った生井パートナー。
0:51:34	寝っとなです。だから、別紙 1-8 から、
0:51:44	失礼いたしました。バスケットの評価自体は、その説明資料の別紙 1 の 8 ページからになりまして、
0:51:52	評価部位としてバスケットプレートの横板が別紙 1 の 8 ページから記載しておりまして、
0:51:59	別紙 1 の 11 ページからバスケットプレートの立てた評価の記載をしております。
0:52:07	この中で、別紙の、すいません。
0:52:12	バスケットプレートの床板の方ですね、兵庫余裕率の方が、
0:52:17	ベースケー1 の 10 ページに記載しております 7.4。
0:52:24	これに対しまして、
0:52:32	バスケットプレートといったのを、の、
0:52:36	評価フィックが別紙 1 の 12 ページの圧縮 56、
0:52:41	基準値自体は別紙 1 の 14 ページの許容圧縮効力。
0:52:47	となっております。
0:52:49	で、アピタの方につきましてもはこの資料上、余裕率を記載していないのでちょっとわかりづらい点があるんですけども、
0:53:00	出すと、伊達委員。
0:53:03	データの方が厳しいということで、ピーターに生じる思考力の方を、本当の方に該当して記載しているという形になります。
0:53:13	読める。
0:53:16	規制庁松野です。これも伊達他の方の余裕率も一応計算結果として出てるってということで、ただ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:24	横井他の方が余裕率が厳しいというところで記載はしてないってところですか。
0:53:31	はい。余裕率自体は、低体温療法機材、Acuteアガワしております、
0:53:38	アピタの方が厳しいので飛田の方のみ記載したポイントには記載していくという形になります。
0:53:46	その説明資料、すみません、補足説明資料の方、建屋の方は余裕率の記載を追加するようにいたしますちょっと、こちら記載漏れです申し訳ございません。はい、了解しました。
0:54:03	規制庁松野です。あと幾つか確認したいんですけども、
0:54:07	11 ページ目のところの、
0:54:11	この評価結果の(2)の該当の、
0:54:15	この押し抜きせん断により外筒が破断することはないってところの、この押し抜きせん断の押し抜きてのは、具体的にどういう、
0:54:26	ことなんでしょうか。
0:54:31	日立造船のミナミを、資料の、
0:54:41	別紙 1 の 18 ページの時フォロー。
0:54:47	2、評価の内容を記載しておりますが、ちょっとずっとから載せてないのでわかりにくいんですけども、漂流物の先端が、外径D、
0:55:01	もう、
0:55:02	マルボウみたいな形のものがオカイトウに、
0:55:07	衝突した際の、
0:55:09	評価をしております。その際に、
0:55:13	このdイコールFrIPSというこの式の意味するところとしましては、
0:55:24	つまり、シミズセンターの動解というのは、この交流物の会計に、
0:55:32	に、パイを掛けることで、円柱の、
0:55:38	外注になります。その回収分、
0:55:44	長さ等、
0:55:46	今該当である板厚Tですね、これを掛けることで、
0:55:50	ちょうど
0:55:53	だからさ、ANA受けパンチのように押し出して、破壊するような、そういう、
0:56:01	破壊モードを想定して、
0:56:05	評価というのを実施しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:10	大八木千田のその破壊の状態というのは、今、口頭で説明したような形の高いものになります。以上です。規制庁松野ですちょっとその点資料でちょっとわかりやすく、何か記載の工夫をお願いいたします。
0:56:27	木崎造船の南です。承知いたしました。すいません。今のでちょっと補足させていただきます日立造船茂木です。はい、えっとですねこちらの、ご指摘の通りちょっと
0:56:38	現象についての説明がちょっとこずっとなくわかりづらいところあるんですが、この時期がですね原子炉学会標準今回参考文献として式つけさしていただいた中で、
0:56:50	同じ箇所ですね、図等での説明が一応ございますので、それをこちらの表の方にも反映するというのがございます。させていただきます。
0:57:00	一応そちらの方に図が載っておるといところだけお伝えしておきたいと思います。以上です。
0:57:07	ました。
0:57:09	あとそれから、
0:57:12	同じ 11 ページ目のこの表の、
0:57:15	評価結果の、
0:57:19	下で、
0:57:22	漂流物の衝突範囲は 113mmよりも十分大きいと考えられるため該当破断しないと。
0:57:31	あるんですけども、
0:57:33	一応この表の評価結果を見ると、
0:57:36	評価項目として曲げ応力、せん断応力、それぞれ評価基準値、
0:57:41	もう満足してると。
0:57:43	せん断応力としても十分、
0:57:46	1 桁ぐらい近い、
0:57:49	低い値で結果を出ているわけですけども、
0:57:53	このせん断応力食うで、その評価結果を満足しているのであれば、
0:57:59	あえてこの紙抜きセンターによりガイドが破断するに必要な表示物の外径といところ、
0:58:05	この 113 ミリってところの、
0:58:09	結果に対する、
0:58:11	ところをあえて説明する理由っていうのは何かあるんでしょうか。
0:58:22	日立造船のゆうちょが少々お待ちください。
0:58:56	すみません、お待たせしました。日立造船茂木です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:00	ですねこちら記載しているというところはですね、
0:59:07	ちょっと我々の意図というところをご説明させていただきたいと思いま す。
0:59:14	低地造成んとしてどうこれを評価するかというところも、もちろん考えて やっておるんですが、一方で先行例、
0:59:24	等もですね、比較しながら進めてきているというところがございます。
0:59:28	そちらでですね先行例、二つございまして、えっとですね、一つのメーカ ーさんの方でこの
0:59:37	オチ抜きせん断の評価と、
0:59:39	今言ってた評価を実施されているというところがございます。
0:59:43	そちらが、
0:59:45	ちょっとすいません。
0:59:48	こちらのところになります。先ほどちょっと補足説明資料の
0:59:57	ご説明さしていただいたんですが、
0:59:59	一応ですね、ここに該当の評価載せてますが、該当の全体挙動の評価 というのをまずすべきだろうということで今回追加させていただきました。
1:00:10	前回、6月2日でしたかね、
1:00:13	これこちら説明させていただいたときは、この漂流物が該当にしようとす る局部の評価というもののみで載せておりました。つまり最初はこちらの のオチウエキセンターの方のみで、
1:00:24	サイトウの全体の評価というのは載せておりませんでした。
1:00:27	該当全体の評価というところを、やはり
1:00:32	局部だけではなくてですね、全体評価を、
1:00:35	全体としても大きく変形せずに、基準を満足というのをご説明をまず追 加しないといけないというところで追加させていただきました。
1:00:43	こちらは次に繋がる伝熱費についても該当が全体的に健全であるとい うところを示すことによって伝熱も問題ないというのも、定性的に説明す るということで、追加している意図がございます。
1:00:57	もともと追加したこちらというものにつきましては、
1:01:02	今の全体の評価でもあります。このように、
1:01:07	ループ荷重とですね衝突部の集中荷重、
1:01:11	両方を考慮してその該当の全体の評価をしています、やはりこの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:16	漂流物があるっていうのを、局所的に当たったところの評価というものを成功例でもされてたということもありますし技術的にも、そういう面というものは、やるべきかということもちょっと考えましたので、
1:01:31	こちらの方、両方併記するというので今、弊社の方は、説明資料等の評価が、該当の評価ということでこの局部の評価というものを載せております。
1:01:43	一方で弊社としましてはですね、漂流物については重量等、そういう大きな仕様は、意外と等で、
1:01:53	告示やガイド等で押し足を示されていると。
1:01:58	いうところですが、構内型式としましては、特定の場所を設定しませんので、通常であれば特定の場所を設定して漂流物というものがそこに損、ショートし得るというものが、
1:02:13	オカノ、
1:02:14	この兼用キャスクではないようなもののガイドでは、特定することというふうに決められてるというのを参考に確認しておりますが、
1:02:23	今回はそういう場所が特定されないというところで、なかなか衝突する、その特定するところがなかなか困難なところがございます。
1:02:31	なので100トンというところでも、
1:02:34	設定しているというところですので、今回はこのような記載となっております。ただキャスク全体としてはですねこのように、
1:02:44	こちらの方の評価で十分健全性はある程度維持されるというふうに考えておりますので、ちょっとこら辺は弊社としても、少し両方書くべきかというのがちょっと悩んでいるというところがございますが、今回は併記させていただいてると。
1:02:59	というような記載とさせていただいてます。
1:03:01	ちょっと説明少し長くなりましたが以上になります。
1:03:05	規制庁オオツカSの考え方については了解しました。
1:03:11	ただこの注意書きを見ると、
1:03:15	113ミリっていうところを境目にして、
1:03:20	守れるか守れないか。ただ、以下っていうところは、
1:03:26	通常では考えられない、外形の範囲だと、説明はされてるんですけども、
1:03:34	そこで、実際、
1:03:36	安全機能が、
1:03:39	維持できるかできないかっていうところの境目でもありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:44	その考え方については、またこちらでも少し、
1:03:50	内容は少し考えてみて、検討いたします。
1:03:57	はい。了解いたしました。
1:03:59	規制庁能登トガサキですけど。
1:04:05	ちょっとこれはですね
1:04:08	質問の 48 名の 41 ページ。
1:04:13	133 番とか、
1:04:16	130
1:04:19	2 番とかですね。
1:04:21	うちにちょっと関係すると思うんですけど、
1:04:26	これは結局、全体的な荷重が、ヒアリ船の荷重が該当に当たるっていうのは、
1:04:37	全体評価っていうのは必ず必要だと思い、思いますので、今回追加していただいたので、結構なんですけど、この局所的な荷重というのは、
1:04:49	今回のちゃんと説明が尽くされているのかなとかというのがちょっと、
1:04:55	ちょっとまだちょっと疑問が残ってまして、この
1:04:59	んだから、外径がすごい大きいものが、
1:05:03	ぶつかって、
1:05:06	それでせん断されるかっていう評価を今やってると思うんですけど。
1:05:11	その先端がこういう何か嘘尖ってるものについての評価については、
1:05:17	どういう回答になってるのかっていうのをちょっと確認したいんですけど。
1:05:25	日立造船の南です。
1:05:27	今、ご指摘いただいた、先端がとがったものの評価につきましては、
1:05:34	結局、何かしら評価をしようしますと、その兵頭流物の、その先端の形状とかですね、いろいろな条件がそろわないと、やっぱりこれ以上の評価はできないというふうに認識しております。
1:05:51	先ほどもご説明しましたが、ガイド等いろいろ確認しましたけれども、やはり漂流物の条件を明確に決めるような記載というのが載っておりませんので、
1:06:05	型式をキャスクの型式という意味で、どこで設けるというような、
1:06:12	条件。
1:06:14	その中で、趣旨としてはこの形に置いて、場所も特定できませんし、そういう物を特定することもできないというところから、今ちょっと特定がもうできない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:26	というのが今、実際の現状のところとなっております。
1:06:30	以上です。
1:06:31	規制庁のトガサキです。ちょっと確認なんですけど、局所的な能勢せん断の評価式は学会標準を使われてるってということなんですけど、
1:06:44	この学会標準は、公表表 0 物を評価するための基準として設けられてるのかっていうのを、というのを教えてもらいたいんですけど、
1:06:58	比嘉造船の南です。学会標準の方の式自体は、もともとは、
1:07:06	輸送の
1:07:09	SARのところの評価事象の一つである 1 メーター関数という事象に対して評価をする式として記載がされております。
1:07:19	その破壊モードというのが、押し抜き戦乱を想定した評価式になっておりまして、それを今回、共有物が衝突して当たったときに、押し抜きせん断による破壊モードに対して、
1:07:32	評価をするということで、この評価方法を記載しております。
1:07:36	以上です。
1:07:37	規制庁のトガサキです。SARの 1 メートル貫通は、何か棒状のものか何かの貫通ですかね。その場合
1:07:47	大体どれぐらいの外径なのかっていう、
1:07:51	想定してるかっていうのを教えてもらいたいんですけど。
1:07:55	日立造船の南です。1 メーター貫通の事象につきましては、
1:08:00	長さ 1 メーターで、直径が 150 ミリ、
1:08:07	⑤ですね。
1:08:09	丸い円筒の方が、地面に垂直に至っていて、そこにキャスクが落下していくというような評価事象になっております。
1:08:18	以上です。
1:08:19	規制庁のトガサキです。わかりました。それで、先行してたん。
1:08:26	先ほどこういう局部評価をやっているところもあるっていうお話なんですけど、そこは同じような、学会標準を使ったやり方でやっているのか、それともちょっと他の方法でやってるのかっていうのを教えてもらいたいんですけど。
1:08:42	はい。日立造船の南です。あと先行型式で、その局所的な評価をしているのは、我々の評価式と同じ式を用いて評価をしております。
1:08:54	つまり原子力学会標準に記載の式と同じものになります。以上です。
1:09:02	はい規制庁のトガサキです。わかりましたそうするとだ、輸送の
1:09:08	マルボウの上に起こったっていう前提の評価シキイですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:16	いうその次津波の漂流物を考慮してその先端がどういう形状になるかとか、そういうのを考慮したものっていうのは、
1:09:25	探されたけど見つからなかったっていう理解でよろしいですか。
1:09:31	はい。日立造船の南です。ご理解の通りです。
1:09:35	はい。とりあえず状況としてはわかりました。
1:09:44	規制庁松野です。
1:09:47	あと私から1点確認なんですけども、同じパワポの11ページ目のところの(3)の電熱品のところなんですけども、
1:09:57	この電熱品は外灯よりも大きな延性を有するためっていうところの、その大きな延性を有するってのは多分、補足説明資料にも、
1:10:08	同じ書きぶりがあったかと思うんですけども、
1:10:11	この大きな延性を有するっていうところの、
1:10:14	何か定量的な評価をした上で、
1:10:18	こういう表現になってるっていう。
1:10:20	ことでしょうか。
1:10:25	はい。日立造船の南です。この定量的になろうかというのは、衛藤。
1:10:33	一概には記載しておりませんが、電熱日に使われている材料と、外灯で使われている材料の間の日のところを、数字を比較して、
1:10:44	やはりベネフィの材料の方が大きな延性を有しているということをもって、衛藤史料。
1:10:51	上では、伝熱の方が大きな営業先生を有しているというふうに記載をしております。
1:10:56	以上です。
1:10:59	規制庁松野です。その点補足説明資料にもちょっと定量的な数値のほうの記載をお願いいたします。
1:11:08	須藤瀬野ミナミです。飛田しました。
1:11:15	規制庁オオツカS、
1:11:17	私からは大体以上ですけども、他何か質問がありましたら、お願いします。
1:11:44	規制規制庁のトガサキですけど、ちょっと
1:11:50	まず%報、40ページの
1:11:54	特に
1:11:57	各
1:12:00	その方針の比較あるんですけど、電源④の電熱品なんですけど、この真ん中では応力評価っていうのをやられてるところがあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:14	今回、応力評価っていうのはやらない理由っていうのは何かあるんですか。
1:12:22	はい。脾臓島の南です。
1:12:25	この4ページの真ん中の欄のところの応力評価っていうのは、先行型式の方では、置き方として、衛藤。
1:12:37	伊達沖の場合と、横木の場合がございます。
1:12:41	この津波荷重は、横から作業するんですけども、横置きでキャスクを置いていた場合に、
1:12:49	津波荷重が横から作業しますと、下流の方向としてはキャスクの軸方向、
1:12:55	に対して、
1:12:57	アビルが作用しますので、そちらの方向について応力評価をしているという形になります。
1:13:04	その応力評価につきましては、江藤技術員様方でも主なところで、鉛直方向に地震力が作用した場合は応力評価をしているという、同じ考え方を取り入れております。
1:13:18	一方で、
1:13:22	家族が低温期の状態で津波荷重が作用した場合には、ヤスの警報に荷重が作用します。
1:13:30	その際には先行型式、どちらの型式もそうですけれども、定性的な、
1:13:37	説明で健全性を、ガイド冷熱品が破断しないということを確認しているというその点は、両者で同じということになっております。
1:13:48	以上です。規制庁のトガサキです。
1:13:52	層理であればちょっと
1:13:54	横置きの場合、
1:13:58	今回縦置なんて関係ないってのがわかるように、何か表現された方がいいと思うんですけどいかがでしょうか。
1:14:06	北廣瀬のミナミウエキの検証いただきました。北井対1で、
1:14:15	さておき、我々の方が縦をキーの状態です。表の評価ですので、応力評価の方は適用しない。
1:14:23	関係ないということがわかるように情報を追記いたします。
1:14:27	はい。それと41ページの、
1:14:31	①-1、密封のところなんですけど、この
1:14:38	一番右の方の、
1:14:41	有限要素法の下に津波荷重って書いてあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:47	ここを何で竜巻荷重じゃないのかっていうのを教えてもらいたいですけど。
1:14:53	喜多造船の南です。申し訳ありません。五味になります。正しくは、竜巻荷重を包絡する 0.3 メーターがかかる作業で評価となります。申し訳ございません。
1:15:06	わかりました。
1:15:08	それと補足説明資料の方で、
1:15:15	まずちょっと 11 ページのですね
1:15:19	11 ページの
1:15:22	下から二つ目のパラグラフで、
1:15:25	これ一般的にこういう書いてると思うんですけどその企業の研究事例や、機能確認試験系。
1:15:34	検討の結果等の比較。
1:15:36	ていうのがあるんですけど、
1:15:38	これは何か補足説明資料とか、2、
1:15:43	嘘の説明とありますか。
1:15:49	一つ上のミナミです。すいません、確認いたしますので少々お待ちください。
1:16:27	大北黒瀬の南です。細木、津波の方の補足説明資料の 11 ページ目をお願いいたします。
1:16:40	ここ、このページはですね
1:16:43	シーニング
1:16:44	審査ガイドに対する的構成のところの、この説明をしまして、上から、
1:16:51	3 段落目になります。
1:16:53	あと津波荷重に対する兼用キャスクの詳細許可は、既往の研究事例や、機能確認試験等の計画の体系FEM解析に基づく応力とカトウにより実施すると。
1:17:05	いう記載をここに記載しております。
1:17:07	すいません、ご質問の方になっております。家田そこはその文章を見て、そのエビデンスが、補足説明資料等についていますかという質問です。
1:17:22	これに対し、落ちますっていうのが具体的に、立石
1:17:28	規制庁の鳥羽セキ、それからこれは今型式証明なので、この型式指定の際に医師、CSっていう方針を謳ってるのか。
1:17:41	ちょっとそこも含めて教えてもらいたいですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:49	議会増勢目的です。こちらの文章に、のところに付きましては大きな全体の方針としてこちらのガイドの確認内容に従ってこうしますというところで具体的にはですね、
1:18:03	研究履歴とかですね。
1:18:08	既往の研究事例とかではなくて応力評価等、この話のところ、FEMIに基づく評価等ここだけを
1:18:17	最終的にはやってるところになりまして、
1:18:20	そちらの具体的なのは今までご説明してきた。
1:18:25	この機能性維持の評価。
1:18:29	こちらの方、評価方法はこのようにしますというのを一つ、その理解でいうと、ここが該当する課長になるということになります。
1:18:38	規制庁のトガサキです。並列で読んで、このどれか一つでもいいという読み方をしてるってことです。
1:18:46	はい。ちょうどなんで、聞いたのかというとそのモックアップとかを作って、そういう実験的に確認するとか、
1:18:58	そういうことももし考えられてるんだったらそういうことも教えてもらいたい方があったんですけど。
1:19:04	それについてはどうでしょうか。
1:19:08	大增税ヒグチ性少々お待ちください。
1:19:21	北井造成目的です。
1:19:23	こちらについて
1:19:26	試験とかですね事件等をやってるということはございません。こちらは今後ですねこのようなことをするというのも一応今ところは計画はございません。
1:19:35	以上です。
1:19:36	規制庁のトガサキです。そうするとバスケットの構造が結構他新しい形になると思うんですけど、そこら辺も何か主権的に確認するようなことはない、ないんでしょうか。
1:19:53	日立造船モチギ磯それは津波に対してということではなくて全体としてすっってということでしょうか。
1:19:59	そうですね全体としてもありますし、まず津野松波の観点で何かやる必要があるんであればそれも含めてなんですけど、
1:20:09	はい。
1:20:11	町長持ちます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:27	北井造成モチギです。津波に関しましては日立造船としてはですね、縦置きで固定されてる
1:20:38	イイバに固定されてる縦置状態というのが申請の対象ですので、基本的に横から津波がかかったときにバスケット等自体がですね中で地震と違ってですね、動くとかそういう荷重が特にかかるといところは、
1:20:53	この評価上がですね清家荷重の評価とか、そういうもので、保守側にバスケットを見るという視点で見ますが実際にはそのような荷重はかからないというふうには考えておるので、
1:21:04	それにどういう点ではあまりそういうのが必要ないというふうに考えてます。
1:21:08	津波だけではなくてですね全体としてということなんですけど、こちらはちょっと今現在、都市の考えとしてはバスケット等の
1:21:20	我々の設計に対するバスケットの挙動についてという試験を、
1:21:25	検討しているということはございません。以上です。
1:21:29	規制庁のトガサキさんわかりました。方針としては基本的には雑FEM解析で確認されるっていう方針をとってる。
1:21:40	理解しました。
1:21:44	それ。はい。それと、
1:21:47	あと、ちょっと確認なんですけど、
1:21:57	それでは、18 ページですね、18 ページに、今回、
1:22:03	日本協会の、ちょっと図をつけていただいたんですけど、
1:22:09	この津波荷重が赤い線で書いてあってそれで青い線のところに、な影響があるところを、
1:22:17	一次蓋VIPシール部等、
1:22:21	ボルトですね、一次蓋ボルトを評価するっていうことなんですけど、
1:22:28	一次と二次の間っていうのボルトとかですね、その評価っていうのは必要はないんですか。
1:22:46	行政のミナミです。
1:22:48	今市長、衛藤一井知事。
1:22:52	閉じ込め境界を構成するところのバウンダリーに、
1:22:58	一番影響する影響するといいますか、この一時豚と言うと造と、あとは金属ガasket、そしてこの一次蓋ボルトのところで、このとじ込み境界を形成しておりますので、
1:23:12	一部、他のところの閉じ込めの健全性が維持されれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:19	この特定兼用キャスクとして求められている江藤閉じ込め協会の維持というのは担保できますので、例えば 23 ですとか、20 ウダVのところの評価というのは、
1:23:33	衛藤の方時期という意味では、型式証明という段階では評価する必要はないというふうに考えております。以上です。
1:23:42	規制庁のトガサキですか、もう型式指定の段階では評価対象になるんですか。
1:23:51	須永本やった。
1:24:27	不全のオオイワです。今、そっちの話出たんですけど、
1:24:33	綱MEの事情を型式指定にどう取り込むかっていうのはちょっと我々もよくわかってない。
1:24:39	わかってるんですね。
1:24:40	どう書くのかっていうのは、今ちょっとしかねることなんですけれども、もし私指定の中で、津波の事象っていうのを、
1:24:53	を評価することになれば、二次蓋、キャスク全体の
1:24:58	密封容器だとか、さらに等を含めた、二次蓋の
1:25:03	方を、
1:25:05	現在なお能力評価、二次蓋ボルトの応力とかっていうのは、
1:25:10	やることになろうかと考えてます。以上です。規制庁のトガサキですけども。
1:25:17	一次と二次の間っていうのは、機能上は
1:25:24	だから圧力な圧力が、あれですよ
1:25:30	外に出ないように、密封されてるっていうことだと思うんですけど。
1:25:37	そうすると試験状態ではそういう圧力っていうのを確認する必要があると思うんですけど、だからその供用状態での、
1:25:47	何に当たるのかですね。
1:25:51	そういうのは金属キャスクの規格とかで整理されてるんじゃないかと思うんですけど、ただその安全機能として閉じ込め機能として要求されてるのか。
1:26:03	あと、それもだからその場合は次、事故とか、
1:26:06	そういう自然現象でも担保する必要があると思うんですけど、
1:26:10	そうではなくてただ
1:26:12	私そういう通常の状態、
1:26:16	密封RIPされてればよくて、その資金とかで、加圧とかすると思うんで、そうそう状態で持てばいいというんであれば、その状態で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:26	を確認すればいいと思うんですけどその整理をちょっと確認したいと思ってます。
1:26:33	日立造船の大岩です。今もご指摘あったように、二次蓋というのは、圧力監視境界を形成するための蓋でして、
1:26:43	あくまでも密封境界としては一部た。
1:26:46	金属ガasketで表示されるということなので、通常、貯蔵時の事象に対しては、圧力監視境界を形成するっていうのは健全な。
1:26:59	言ってないんですけども、
1:27:01	事故時間或いは異常事象時にはそ、その部分の健全性を担保するには、金属キャスク構造規格、これもそうなって、
1:27:12	ないと今考えています。以上です。
1:28:01	は入ってなかった。すいませんキーワウエキマイク入ってなかったですか。すいません。
1:28:06	もう一度大丈夫です。先ほどの話だとかは特に何もおっしゃっておられないようにすいません。そうしましたら、規制庁のトガサキですけど。
1:28:19	これ津波の評価に関するものというよりも、この一次蓋と二次ふたの間の密封性については、
1:28:30	共通的な考えがあると思いますので、先ほど貴金属キャスクの規格で、通常状態の
1:28:41	そういうあれですね、だけで対応すれば良いついていうご説明だったんですけど、
1:28:47	そこら辺ちょっと金属キャスクの規格でどういうふうに書かれてるのかっていうのを、
1:28:52	説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
1:28:59	日立造船の堀家です。ちょっと今手元がないんで、ちょっとそれを確認してから、
1:29:05	でよろしいでしょうか。はい。
1:29:08	よろしくお願いします。
1:29:10	それとちょっともう一つ 19 ページの、
1:29:13	ローマ数字のちょっと今のフランジ側面に作用する荷重の作用範囲で、ちょうど
1:29:22	わかりにくいんですけど、これ
1:29:27	下の下のパラふ下から二つ目のパラグラフのところで、
1:29:32	トラックの寸法が書いてあるんですけど、
1:29:37	この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:38	3行目の、
1:29:41	設計飛来物の消灯、衝突方向、長さを保守的に最小長さである1.3メートルとしているっていうのは、
1:29:52	衝突方向っていうのは、だから
1:29:56	ぶつかる、ほぼ方に進んでいく方向が見短い方が衝撃が、
1:30:04	大きいということをまず言ってるんですか。
1:30:08	はい。日立造船の南です。ご理解の通りでありまして、熊本の方の補足説明資料の15ページをご覧くださいますと、
1:30:21	この真ん中あたりに、飛来物の衝突荷重を計算するPボール2m分以上をRL文と、
1:30:31	この式がございまして、このN2の寸法を小さくすれば、その分、設計飛来物による外荷重でRP大きくなりますので、
1:30:44	Pの方を大きく見積もることになるというご理解の通りとなっております。
1:30:50	以上です。
1:30:51	はい。規制庁のトガサキです。わかりませんそうするとじゃそう。
1:30:57	1.3メートルそちらの方で使うからあった後は、今度平面的に当たる範囲としては、
1:31:05	5メートルと1.9メートルがあって、は範囲が小さい1.9メートルを選んでいるっていうことだと思うんですけど、この20ページのその図の方は、
1:31:21	これは上から見た図はあるんですけど、この横をこう、
1:31:28	だからその右の方でいうと縦ですね縦方向っていうのはどういうふうに考慮されてるんですか。
1:31:39	日立造船の南です。縦方向につきましては、
1:31:45	今、マスキングの中の図で記載してあります、この設計課というか作業する範囲っていうのは、緩衝体がかぶっている範囲になっておりまして、
1:31:58	概ねこの矢印が記載されている範囲と同じ場合になって、
1:32:07	資料上はすいません記載がないんですけども、トラックはバー。
1:32:12	左の図でいうと1.9メートルの向きを、左の図の方に向けてますので、軸方向の長さとしましては、トラックはもう最後残りの長さ方向である5メートルが残っていると。
1:32:25	というような形になります。
1:32:27	当然設計荷重の方が、荷重の作用範囲は、小さい範囲に入ってますので、
1:32:36	赤字作業範囲という意味では、設計荷重の方が自己方法は保守的になっていると、というような理解をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:44	以上となります。
1:32:45	規制庁のトガサキですけど、その 5 メートルが全部じゃなくて、
1:32:52	右にあるフランジの部分のところだけ荷重がかかるという理解でよろしいですか。
1:33:01	日立造船の南です。ご理解の通りです。
1:33:07	はい。す。規制庁の藤ササキですそれで、あと下の 19 ページの下から 2 行目 2、
1:33:15	$1.2 \times 10^{-4}$ 乗 kN って書いてあるんですけど。
1:33:21	これはどこから求まっていますか。
1:33:25	はい。田添の南です。この数字自体はそれぞれ算出過程等が載せてはいないんですけども、この図を、のところの左の方の図ですね。
1:33:38	設計荷重の作用幅というのが、この 2.151 メーターと、
1:33:45	この作業範囲に、コサイン分布となるような形で、顆粒をかけております。
1:33:52	荷重値とその債務分の計上が、数字としてはもうありますので、そこから、このプラント幅 1.9 メーターのは、幅の中にかかる荷重だけを、
1:34:05	を合計して出しているというそういう計算をして求めたとりになります。
1:34:10	以上です。
1:34:13	規制規制庁のトガサキです。そうすると、実際のトラックの衝突荷重そのものではなくて、
1:34:24	ただただいよいよこれは範囲を決めているだけで、かかる荷重というのはそういう設計荷重の一部がかかるってということなんですか。
1:34:35	はい。日立造船の三原です。
1:34:38	ここでご説明したかった意図というのは、トラックが 1.9 メーターの
1:34:45	範囲の中に、
1:34:47	トラックの飛来物衝突荷重は $8.45 \times 10^{-3}$ 分 kN が作用すると、その
1:34:55	同じサーバーの中で、衛藤設計課という作業。
1:35:00	設計荷重が作用するときの同じ幅の中で、
1:35:06	作用する荷重同士を比較すると、
1:35:09	設定数、このラック幅と同じ単位のドットをつけてる範囲に、
1:35:17	してる荷重というのは $1.0 \times 40$ kN で、
1:35:21	トラックの飛来物衝突荷重を包絡する。
1:35:25	同じ範囲同士で見れば、設計過程の方が厳しい条件になっていますということを説明するという意図で記載しております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:35	規制庁と上総クリスわかりました。そうすると飛来物衝突荷重っていうのは、ここ令和。
1:35:45	オオツカ、どっかに書いてあったと思うんですけどこれはトラックではないんですよね。
1:35:52	造船のミナミです。
1:35:55	吉良次長戸塚っていうのは、トラック、一番厳しい飛来物のものをすべて錆びてまして、そこからトラックが一番厳しいものになっておりますので、
1:36:07	トラックの衝突荷重を、
1:36:11	平木平井による風として、この 8.45 ページの
1:36:17	300kNというのが出てきております。
1:36:19	ご参考までに、
1:36:22	竜巻の方の
1:36:23	補足説明資料の 25 ページをご確認いただきますと、
1:36:29	下の表 4 のところに、江藤設計飛来物による衝撃荷重の絵と、
1:36:36	ちょうど計算結果を、飛来物の種類ごとにすべて計算しておりまして、
1:36:43	その中で、トラック、一番右の欄にあるトラックの荷重が一番大きいということ、
1:36:51	ブロックを選定しているという形になっております。
1:36:55	以上です。
1:36:57	はい規制庁のトガサキで、わかりました。
1:37:01	それでちょっとちょっと何度も申し訳ないですけど
1:37:05	三つへの%の параグラフのこのセコンド船舶とトラックの比較なんですけど、
1:37:13	その船舶の方が範囲が大きいと考えられるのでとらトラックでやりますっていうことなんですけど。
1:37:21	船舶で評価したとしても、
1:37:26	先ほどの、
1:37:29	飛来物衝突荷重と、
1:37:31	あと、
1:37:33	はい。
1:37:35	設計荷重作用範囲に、
1:37:40	のは、にかかる荷重、
1:37:43	比較が問題ないっていう。
1:37:46	っていうのをどこで説明されてるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:50	はい。日立造船の南です。
1:37:52	この今記載ぶりの数、この資料で田井の記載としましては、19 ページの(2)のところ、フランジ側面主査養成課程の作業範囲の、
1:38:05	上から 2 段落目のところで、荷重の作用範囲が、
1:38:11	船舶の方が広いので、トラックに包絡されるという、定性的な記載のみでちょっと説明をしておりますが、
1:38:23	すいません、細かくこれ以上の情報は資料には書いてないんですけども、
1:38:28	衛藤 1100 津波津波荷重と、衛藤今トラックによる飛来物衝突荷重を比べますと、飛来物の衝突風クラックの方が荷重値としては、トータルとして厳しい条件になっております。
1:38:43	さらに、船舶は、トラックよりも風の作業範囲がさらに広がると。
1:38:50	考えます。良くなりますので、この分をこの左側の図で示しました。このトラックの作業、パパ
1:39:02	これよりもさらに広い範囲にバリューが作用するというので、
1:39:06	同じトラック幅の中で見れば、当然トラックが衝突した場合の方が荷重値が大きいということに、
1:39:13	なります。
1:39:15	で、包絡性という意味ではトラックの方が厳しい条件になっているということは、ご説明できるかなというふうに考えております。以上です。
1:39:25	規制庁の藤トガサキです。
1:39:28	ちょっとここわかりにくいのが、この津波のこの説明をしてるところで、竜巻の飛来物衝突荷重ってのが出てくるから、ちょっとわかりにくいんですけど。
1:39:41	要は、作業範囲はトラックより拾う広くて、船のが大きいというのであれば、その作業範囲は、その設計荷重作用は幅と同じになると思うんですけど、
1:39:55	その時にその荷重が、
1:40:00	船の荷重と、
1:40:01	設計荷重、
1:40:04	その日カクウで問題ないかっていうのは、
1:40:09	それはここでやられてる話ではないってことなんですか。
1:40:13	あそこそれは、
1:40:15	17 ページのほうで説明できるってことなんですか。
1:40:22	丹治造船の南です。今、ご指摘いただいた。うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:28	船の、
1:40:30	荷重、
1:40:31	船の衝突による荷重、
1:40:34	設定作用荷重幅に作用した場合の、特にの荷重と設計荷重が作用した場合の荷重を比較するということは、この資料上記載しておりませんので、
1:40:51	まさしく 19 ページのところの、プランジ側面に作用する荷重の作用範囲のところ、バックネット設計荷重の
1:41:00	作業も同じにした条件で、どっちが厳しいかっていうご説明はこの資料で追記したいと考えております。以上です。
1:41:08	わかりました。
1:41:12	はい。ちょっとそこまで何か必要。今ちょっといろいろ、ここ、そもそこの 19 ページのの 2 の採用範囲っていうのが、
1:41:22	何で必要なのかなっていうのがちょっとわかんなかったんですけど船が当たる場合は、船のが、輸送要求大きいから、あれですよ。
1:41:34	普通その輸送と比較すればいいと思うんですけど、これは何でその竜巻の範囲と比較しているのかと、竜巻のところでそれをやるんだったらわかるんですけど、
1:41:45	この津波のところでこの、
1:41:48	竜巻の範囲を比較してるとのがちょっとわかりにくかったので、
1:41:55	こういうおっしゃられるように船のは、今ここで説明する必要があるんだったら、追加してもらいたいと思うんですけど、相馬さんもその必要があるのかを含めてちょっと整理をお願いしたいと思います。
1:42:09	はい。日立造船の南です。コメントの趣旨承知いたしました。記載ぶりについては一度持ち帰って検討いたします。
1:42:23	終わったCは以上になります。
1:42:31	あ、規制庁オオツカ伊勢。
1:42:36	櫻井さん。
1:42:37	何かありますか。
1:42:42	幾つかというか、
1:42:45	いいんですか。
1:42:48	お願いします。
1:42:50	すいませんちょっとトガサキたりちよつかぶるところがあるんですけど。
1:42:57	衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:59	ふうん。40 ページ 41 ページのこのさ、PowerPointの方なんですけどすみません。
1:43:08	40 ページ 41 ページ、
1:43:14	差異のところ、
1:43:17	先行と同じりん何かこの書き方。
1:43:21	ただ括弧設計の違いによる、差異ありってことは、
1:43:28	じゃあ何と先行と同じなのかなって、前も書いてありましたけど、
1:43:35	なところの考え方が同じってということなんですよね。
1:43:40	何だろう。
1:43:41	応力評価とか使ってますとか、
1:43:46	でこの会違いは、補足に落としてるってことですか。
1:43:52	ですよ。
1:43:54	はい。日立造船の南です。ご理解の通りです。
1:44:00	なんか同じ、やっぱり同じって書かれるとなんかこう飛ばしちゃうんだけどでもやっぱり違いはあるのが、ほとんど、
1:44:08	ですよ。
1:44:12	はい。
1:44:13	はい。うん。
1:44:21	ふうん。
1:44:26	ちなみにせ、41 ページの竜巻のもの、トラックの主ところの差異なんですけどこのトラックのなんだろう。
1:44:40	さっき補足で落としてもらってる。
1:44:45	衝撃荷重とかも同じってことなんですかね、ここは。
1:44:50	はい。日立造船の南です。ご理解の通りでして、このトラックによる設計飛来物の荷重値というのは、キャスクに依存せず、すべて計算できる式になっておりますので、
1:45:02	専門課長。
1:45:06	2、
1:45:08	はい、ありがとうございます。
1:45:11	阿藤。
1:45:15	さっきトガサキ退庁みたいなんですけど、補足、津波の補足のほうの 19 ページのスフランジ側面に作用する荷重の作用範囲のところなんですけど、文章がつらつらあって、
1:45:30	これってす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:33	やっぱりちょっとわかりにくいなと思ってこれって何か、例えば図 4 みたいな感じで、図とかがいできますかね読めばわからなくもないんですけど、
1:45:47	はい、日立造船の南です。ちょっとこの記載振りで文章でしかも中身はもうややこしいというのは、思いまして、先ほどのコメントを踏まえて、この説明の仕方ですね。
1:46:02	ちょっともう少し簡潔にわかりやすいように、いろいろ持って行って、チェックしたいと考えております。
1:46:09	はい。すいませんお願いします。
1:46:13	あと、
1:46:14	泊の
1:46:16	20 ページの、
1:46:18	一番したに従って、縦置き姿勢の津波荷重が作用するに対し、規制で設計荷重が作用するし、
1:46:26	超大評価の事後適合性問題はないっていうのは一つ造成の、今申請している人質疑曜日は縦置なんだけど、
1:46:37	荷重の面で横置の方がもう厳しいから、こっちで、
1:46:43	買う、設定しては、評価し、
1:46:47	して、横木の方が厳しいから、縦置の方も包含されるから、持ちますよっていう説明にしたってことなんですよ。
1:46:59	もうちょっと私のんがねぐねして申し訳ないんですけど、言い方がミナミです。
1:47:05	我々の方もちょっと記載ぶりが、わかりにくい点はあるかと思うんですけども、
1:47:12	異常によるですね、今、メインとなる荷重自体は、津波の場合は津波荷重ですし、その場合は、岩相たいから入ってくるかという、
1:47:25	はい、一番。
1:47:26	それぞれの処理事項風のところになってまして、SAの荷重の向きというのは違いますけれども、すべてキャスクの径方向に対応するというのは、
1:47:38	言わないでしょうもう同じになっております。そうか、警部補に対しては、設計荷重が作用した場合の方が保守的な条件になっているのは
1:47:51	前のページ等で説明した通りですので、それについては、
1:47:59	別途、
1:48:01	人工顧客の事故方法につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:05	理由が、津波関係が作用する場合は、キャスク陸運が作業するので、この辺は衛藤、当然
1:48:17	完了してるんですけども、経営方向の、今一番厳しい下流同士を比較して、何かでいうと、
1:48:27	プロパー20分の1の砂粒になっておりますので、
1:48:32	ここは考慮しなくても、安全、機能維持評価への影響がないというふう に整理した形になっております。
1:48:40	同月ブー
1:48:44	ふうん。
1:48:48	以前、何かこうでかな、これとかも、他のメンバーも行って結局、0.3メー トル落下とかそこら辺に関しての、
1:49:00	はもう、
1:49:02	とらわれない、とらわれないっていう方向ってことですか。
1:49:08	南です。
1:49:11	0.3メーターにとらわれるとらわれないというよりは、あくまで我々として は、
1:49:18	津波荷重が作用した状態を、評価するのはもちろん一番、
1:49:24	理解しやすいのは理解するんですけども、
1:49:27	津波荷重に対して、それを包絡する条件である設計数を設定しまして、 各その設計荷重というのもちろんと津波の条件を包絡してますという、
1:49:40	それをちゃんと説明することで、設計荷重が作用した場合の評価を、電 気の維持評価に使うと、そういうロジックに考えます。
1:49:50	なるほど。方針は今何、何かこう文面よりはわかりました。
1:49:55	はい。
1:49:57	ありがとうございます。
1:49:59	あと、中身じゃなくて、資料見てて、私の印刷の仕方が悪かったのかも しれないんですけど、ページが、おっしゃる通りです。申し訳ございません。 ページ番号。
1:50:13	はい。我々も今ちょっとこの、
1:50:16	第23位です。ちょっといただきます。
1:50:22	はい。お願いします多分別紙の前までは。はい。ものではい願います す。
1:50:30	私からは以上です。すいません。
1:50:35	規制庁松野です。
1:50:38	でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:39	ツカベさんから何かありますか。
1:50:43	掴めですかちょっと細かいところから言うと、
1:50:47	竜巻の補足説明資料の 16 ページ目で、
1:50:52	コメント番号で言うと 125 番ですか。
1:50:57	今回風応力を、
1:51:02	もしできるとしているんですけど、
1:51:05	このセキを見ると、
1:51:08	パーセントとしては 1%ぐらいだと思うんですけど、
1:51:12	パス等小数点不タケダ目が、
1:51:15	変わる数字だと思っていて、
1:51:19	お示しする、して、
1:51:22	本当にいいのかなと。
1:51:24	パーセン混練、
1:51:26	事業者を見る等、
1:51:28	ちゃんと足して、Pガイド上も式で達成となっているものを、この数字を見て、
1:51:36	十分小さく無視できると。
1:51:40	本当に言っているのかというのがちょっと気になったんですが、
1:51:44	そこはどういうお考えでしょうか。
1:51:49	日立造船の宮城です。
1:51:51	我々としては、安全機能維持という観点に対して、
1:51:58	2 人家が 1%増えたとしても、この影響はないという意味で、
1:52:05	単純には含めないという形でこの資料を作成しましたが、やはり足すべき、またサポート自体には、それで今日は特に入ってるので、
1:52:17	スターティアとしては担当方法で修正したいと思います。
1:52:22	はい、規制庁ツカベそうですね%クマクライドとかを見ても、ちゃんと助かって市になっているので、
1:52:29	さしていただく。
1:52:31	形で示していただく方がいいと思いますというのが 1 点と、
1:52:35	あと先ほどの議論があった津波の 19 ページのU字の話で、これ守った
1:52:45	集中しないですかという、
1:52:48	質問に対して、
1:52:50	どちらかと受ける側の面積で、
1:52:54	評価をされていて、どちらかというとその種集中して、
1:52:59	かかる側能力はどうなりますかという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:03	爪側の方が、
1:53:05	綺麗なのかなと思ったんですが、
1:53:09	このような評価が一般的なものなんでしょうか。
1:53:19	北造船のミナミです。
1:53:21	局所的に当たるという風の条件。
1:53:26	て説明なぜしないのかというご質問かというふうに理解したんですけれども。
1:53:33	特徴的に当たる。
1:53:35	条件というのは先ほどもちょっと話が出てきましたけれども、この津波荷重の場合、漂流物、今、100トン級なので、
1:53:45	船とかを仮定していますけれども、
1:53:48	その拘束する。
1:53:51	せん断の形状とかですね、そういう条件が、
1:53:56	定められないので、今、
1:53:59	ここの考察の部分については
1:54:02	ちょっと記載できないというのが実際のところになっております。
1:54:06	あくまで今ガイド等で与えられている条件。
1:54:11	船舶ですと寸法はないんですけれども、100トンという、
1:54:15	ものの重さから考えれば、
1:54:19	定性的には十分荷重の作用範囲は、タスケールも大きくなるので、
1:54:25	問題がないというところをこの資料では、記載しているという位置付けになります。以上です。
1:54:34	イシイをつかべです。
1:54:36	そうですねで、実際その20ページ目で、
1:54:40	真ん中に当たるとして評価されてますけど、
1:54:44	これ逆に外した方が、その設計荷重上は数字がどんどん小さくなっていくので、
1:54:51	例えば、端っこに当たるとしてやった場合は、
1:54:56	その責任される。
1:54:59	数が小さくなって企画すると、厳しいほうに行くと思うんですけど、
1:55:07	オノで何か考えられますか。
1:55:11	ちょっともう1回、すみません、日立造船の南です。
1:55:16	今すみません衝突を想定されている状態がちょっと理解できなかったの で、今20ページ目のトラックカバーというのが真ん中に置かれてると思 いますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:29	これを逆に外して、
1:55:31	評価をすると、積分される値が小さくなるので、
1:55:36	その評価、最終的に比べる。
1:55:39	荷重の大きさ、ちっちゃくなって、非安全側になると思うんですけど、
1:55:46	その辺は何か考えられましたかという質問です。
1:55:51	児童編のみにする。
1:55:54	ご質問はこのトラックが作用する、今は真ん中にとっているけれども、右の方にちょこっと当たるとか、そういう、
1:56:04	局所的に当たる状態を仮定した増加というご説明、ご指摘だと理解しました。
1:56:11	はい。それでは、
1:56:13	この梶家自体がですね、
1:56:19	真ん中にやってた場合というのは、流れてきた漂流物が、
1:56:24	このキャスクにすべて受けとめられて、その際に生じる荷重値として、
1:56:31	津波荷重、漂流物の蘇武会長出しております。一方で、今ご指摘いただいたような、右の方に、
1:56:41	限られた範囲にあたる場合というのは、実際の物自体の、
1:56:46	衛藤、重心がそこには、
1:56:49	ないので、
1:56:51	何ていうか、改定するような動き、
1:56:54	そうして、真ん中にあつた場合よりは、荷重が小さくなると。
1:57:01	静的に考えると、ここ、真ん中にあつたときよりは大きい荷重にはならないというふうに考えております。
1:57:10	以上です。排気筒ですそれで、言われたように、当たり方とか、
1:57:16	か。
1:57:17	仮定されてないことによるものなんですけど、もともとは、そりゃ当たり方によって、集中的に荷重がかかりませんかというのが、ちょっと私の質問ではないんですけど。
1:57:31	質問の趣旨だったと思うので、ちょっとこれで、その答えになってるかどうかは、すいません、私は判断ができないですというところで、はい。あと、
1:57:42	すいません。すごい。
1:57:44	その内容以上なんですけど。
1:57:47	括弧にしたい点が、
1:57:49	今申請書で、竜巻に関しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:53	風速計を書かれていると、範囲とか条件のところに書かれていると思うんですが、
1:58:01	当センコーの最終的な補正で、
1:58:04	飛来物の条件とかも、
1:58:07	申請書等に、
1:58:09	反映されてるかと思うんですがそのあたりは、
1:58:12	フォローされていて、
1:58:14	御社の場合も最終的には反映されるつもりでいるのかということも確認したいんですが、
1:58:22	お願いできますか。
1:58:23	はい。日立造船茂木です。申請書の方はですねはい。審査の過程とかですね、振興会さんの補正とか出されてるのはそういうところはちょっと実施してまして、我々としても補正の時にですねそういうところは反映させていただきたいというふうに考えております。
1:58:38	以上です。
1:58:40	はい、規制庁タカマツわかりました。あと、完全にすごく素朴な質問で、センコーの本社ということじゃなくて先行も含めてなんですが、
1:58:52	津波評価であるとか、
1:58:55	飛来物の評価において、
1:58:59	今はその
1:59:00	両端を固定した形の荷重を考えているので、
1:59:05	ご覧なんですけど、そのす、津波が来た場合に、
1:59:11	このキャスク自体、
1:59:14	倒れないかとかですね、玉置で飛来物が当たった場合、
1:59:21	は、
1:59:21	倒れることを想定していないと思うんですけど、
1:59:25	それは先生上どういう扱いになっているかというのを教えていただけますか。
1:59:33	申請所。
1:59:38	楽しむ申請書じゃなくても結構です倒れませんということ。
1:59:43	なのか、そって明文化されたのは多分どこにもないと思うんですけど、ガイド等の記載等でそういうところもないという我々理解して先行メーカーさん、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:54	先行例とかでもないので、記載してないということですが、設計上はこれはもちろん倒れないことを言っていますので、評価等ですね、倒れない。
2:00:05	いうところは評価しております。
2:00:09	はい。す。
2:00:12	図、地震について倒れないわ。
2:00:14	評価をされるんですけど、
2:00:17	津波の荷重なり、もしくはそのトラックが飛来物として、
2:00:24	頓着の物がぶつかってきても、
2:00:27	倒れないというのは、
2:00:30	廊下上表れていないと思うんですけど。
2:00:34	地震の評価とかに包絡されるんですかね。
2:00:39	そういう点をちょっとすいません今確認等で今すぐ出てこないの、ちょっと今答えることはちょっと申し上げないです。できません。
2:00:49	はい、わかりました数。
2:00:51	もともとの基準要求は
2:00:55	基準の
2:00:56	案告示の津波なり、
2:00:59	その気になるに対して安全機能を維持するということしかないの、
2:01:03	そのられるか食べないかっていう前提も本当は見ておかないといけないところなんじゃないかなと思っていて、
2:01:11	今の質問をさせていただきました。ご説明はわかりました。
2:01:16	はい。私から以上です。
2:01:22	規制庁のトガサキですけどすみませんちょっと追加で、コメント管理表の回答についての
2:01:32	質問をさせていただきます。まず、
2:01:36	2件あるんですけど、
2:01:40	あとはバスバスケットの評価のところ、
2:01:45	120番ですね、120番の
2:01:51	ご回答で、
2:01:55	先行他社が弾性範囲内を基準としてるんですけど、
2:01:59	日立造船ではなければ良いという基準でなんでこういうふうに
2:02:08	弾性範囲じゃなくて壊れなければいいというふうに考えたのかっていうのをちょっと教えてもらいたいですけど。
2:02:17	少々お待ちください。筒井です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:21	はい。
2:03:03	すみません、日立造船の宮城です。
2:03:05	審査ガイドの方の要求としましては、
2:03:09	バスケットに対して、壊れない。
2:03:13	壊れず、あと
2:03:15	リュウ臨界防止上有意な連携がそうでなければいいというような予定になっておまして、
2:03:21	それに対しては、
2:03:24	我々としてはババステップに対しては、壊れなければいいというイベントがモリイ塑性変形した場合には、衛藤委員からご指導優位に入っているとになってないように1回回数に評価するというコーチングにしております。
2:03:38	これは全厚の先行他社の1社とも同じ謀臣となっております。
2:03:44	ただ先行のもう一つの一社のところにつきましては、詳細はわかりませんが、設計上の考慮として、バスケットを弾性範囲内に抑えるという基準を別に設けているというのが、実際のところで、そこに差異が生じているという
2:04:02	ところになります。以上です。
2:04:04	規制庁のトガサキですわかりましたので、それでちょっとこの表現が壊れなければいいっていう、ちょっとちょっと乱暴な言い方なので、
2:04:16	有意な変形を生じないとかっていうのをちゃんと書いてもらうのとあと、先行他社が全部そういう弾性範囲内でやってるわけじゃなくて、そういう
2:04:26	有意な影響がないっていうのをとってるところもあると思いますので、それがわかるようにしてもらった方がいいんじゃないかと思います。
2:04:36	それについてはいかがでしょうか。
2:04:40	はい、鉄道線のミナミです。承知いたしました。この表現の内容について修正いたします。
2:04:46	はい。それともう一つ。はい。42ページの136の、
2:04:51	締め付けの話なんですけど、
2:04:57	確かその横ずれ費用評価で、この締め付け力っていうのが重要な
2:05:03	パラメータになってると思うんですけど、そこで3行目で赤字の3行目でシミズ記憶によりせ、設計に用いる値ではあるものの、
2:05:14	施設の評価に規律する事項ではなくまた、
2:05:20	製造において制限のある事項でもないもので、後段審査に引き続く必要はない、ないって書いてあるんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:28	後段審査っていうのは、
2:05:31	その施設のあれなんですか
2:05:34	審査ということなんですけど
2:05:37	だからちゃんと
2:05:39	ちゃんと締め付けられないと、容器っていうの密封性っていうのが保てないと思うんですけど、それについては、なぜその
2:05:51	引き継ぐ必要ないのかっていうのを考えてるのかってのがちょっとわかんなかったんですけど。
2:06:00	うん。
2:06:10	日立造船の運用です。
2:06:13	引き取る必要はないっていうのはちょっと、文言として適当じゃなかったかもしれないんですけど、この時オオツカですかね。だから、12口だとか、
2:06:26	のご説明のときに、これはキャスクの設計、
2:06:32	オカとしてはもう使ってるんですけども、
2:06:35	製造とか、
2:06:37	そういったところではちょっと頭を設定する。
2:06:43	ことができなくて、あくまでも、
2:06:45	使用時に、事業者さんが使用時に設定すべき値なので、
2:06:54	キャスクの設計として後段審査にどう与えてくかっていうことになると、
2:07:03	ちょっとどういうふう引き継いでいくかっていうのが、
2:07:07	やろう。
2:07:10	小さなスキームの中で、
2:07:12	我々としてよくわからないところがあるので、その辺についてはちょっと、
2:07:18	逆に教えていただきたいところ。
2:07:20	ちょっとあるんですけども、
2:07:22	いかがでしょうか。
2:07:23	規制庁の藤トガサキですけど。
2:07:26	この横ずれ評価っていうのは設計の一部になるんじゃないんですか。
2:07:34	喜多須藤さんが多いようです。確かにそうです。
2:07:38	規制庁のトガサキですな。だからこの容器がちゃんと確実なその密封性を持たれる条件として、締付カっていうのがあってそれを、
2:07:50	ちゃんと守ってもらわないといけない、ユーザーも守ってもらわないといけないんじゃないんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:56	はい。秋田町長の飯尾です。その通りです。ただ、ここで設定した締め付け力、
2:08:04	メーカーとして、どうやってそれを引き継いでいくか。
2:08:09	ていうところ。
2:08:10	なんですけれども、
2:08:12	文、書いてあるからここに来てない取り扱ってサイショ上は明記して、使っていただくと。
2:08:21	いうことしかちょっと我々の
2:08:24	方からは、資料できないことなので、
2:08:30	後段審査、審査のパターンになるのか、たまたまそこで、
2:08:38	事業者さんという方の方、
2:08:45	守るべき事項というところにどう反映していくかっていうところが、ちょっと
2:08:53	引き継ぎっていう意味で、よくわからない点ではあると考えてます。おっしゃられるように、設計としては守らないといけない数字ではあることは、住所、承知しております。
2:09:07	規制庁のトガサキですどうというふうに気づかれるかっていうのは、まず日立造船としてはどう
2:09:17	そういう考え方が、わからないっていうことはわかるんですけど、この引き継ぐ必要がないと考えるというところがちょっとわかんなかったので、
2:09:28	そこはちょっと
2:09:30	伊勢伊佐造船としての考え方をちょっと整理していただいて、
2:09:36	場合によってはこの表現も変えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
2:09:41	日立造船桃井です。そうしますとちょっと表現としては、確かに
2:09:48	譲りっていうか、部分あるんで、その辺は検討していきたいと思います。以上です。
2:09:56	私からは以上です。
2:09:59	すいません。それとツカベですけどすみません、多分 136 番のところで保安規定等と書かれ、事業者にて保安規定等と書かれているんですけど、
2:10:09	締め付けの管理なんて保安規程本体にも書かないので、
2:10:13	多分、ユーザーさんのことを考えても、
2:10:17	この保安規定等のところはちょっと記載を考えられた方がいいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:29	当然、承知しました。
2:10:37	規制庁松野です。
2:10:39	こちらのこちらからのヒアリングでの一応、質問、確認等は以上となりますけども、
2:10:46	全体図、はい。
2:10:48	もう、先ほどの山崎さんの質問というか、
2:10:55	ミナミ豚がどうのというところもあったんですけど、
2:11:00	犬飼小口。
2:11:05	金属キャスク構造規格にはネジ牟田っていうのは明確にあって、
2:11:10	間に自由フルタ構造で、うん。
2:11:17	いうふうに聞いて、そういうところも明確には書いてなくてですね。
2:11:23	あくまでも密封境界ってのは
2:11:26	いろんな設計があるかもしれないけど一部多賀ニイツ協会、
2:11:31	構成要素ですよということが書かれてある。
2:11:36	だけで、水田に関しては特に、構造規格に、
2:11:43	言及がないんです。
2:11:48	進む上で、先ほどのご質問、ちょっともう一度、
2:11:52	数字をはっきりしたいんですけど、どういうところ。
2:11:56	地域規制庁のトガサキサノ別坦々単純に、だから
2:12:02	一次蓋と二次蓋っていうのがあって、
2:12:05	それでね、それぞれ役割があると思うんですけど、
2:12:11	その役割に対して設計上、何を考える必要があるかっていうことで、
2:12:18	通常状態だけなのかそれとも事故とか、自然現象も考慮する必要があるのかですね。
2:12:28	ちょっとそれを説明していただきたいということです。別に金属キャスク規格に書いてないんだ、あれば、
2:12:35	メーカーさんとしての考え方とかもあると思いますので、
2:12:39	それを説明してもらいたいっていう趣旨です。
2:12:43	はい、わかりました。密封境界部としてはあくまでも一部た。
2:12:48	だけですので、通常状態とか、SSTとか、
2:12:57	つまり一つ違う。
2:12:59	同じように、
2:13:00	そういう状態例に含まれるというふうに考えますので、
2:13:06	事故時、そうですけども、
2:13:08	一次蓋は、事故時相当までの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:15	協力所協力を満足する必要があると。二次蓋の方はですね、金属キャスク構造規格には特に定めがないんですが、
2:13:26	そう言ってしまうともうどうでもいいということになるんですけど、設計としてはどうする。
2:13:34	すいませんちょっとすごい。
2:13:37	大月。
2:13:38	一応、ちょっと圧力監視境界の準備も、
2:13:43	出そうとした分だと、すみません、ちょっと、はい。
2:14:15	すいません。
2:14:17	ユリ分たについては、
2:14:22	見るのではないので、一応圧力監視協会として、
2:14:28	機能を満足するだろうというところで我々としては、日本協会の基準ではなくて、クラス、設計建設規格のクラスⅢOT、
2:14:39	相当として、一応評価を、
2:14:43	行ってます。
2:14:45	以上です。
2:14:49	規制庁のトガサキです
2:14:52	ちょっと今、
2:14:55	中でもちょっと話したんですけど遮への観点から、議事部たもう。
2:15:00	安全小機能よ、機能を。
2:15:03	期待していますよね。
2:15:05	で、密封の観点で、機能上効か期待してないんだったら、あればそうでもいいと思うんですけど、あとちょっと、先ほど申し上げたんですけど試験圧力とか、
2:15:17	試験の時に圧力かけるのであれば普通はそういう圧力に耐えるかっていうのも見ると思うんですけど。
2:15:24	ここも、だから、考慮しなくていいのかっていうのを、
2:15:29	ちょっと教えて。
2:15:32	試験状態は当然考慮してまして、二次蓋は、
2:15:37	今おっしゃられた遮へい機能維持って観点であれば、20体があって、そこにいないといけないので、二次蓋の締付ボルトっていうのも、
2:15:48	破断して物価飛んでいかなければいいということになりますので、
2:15:52	それについてもクラスⅢ増クラスⅢを競う等であればマツイた。
2:15:58	ホリくる。
2:16:00	できてますんで、それで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:04	生理機能も維持されるというふうに考えてます。
2:16:07	以上です。
2:16:12	すいません規制庁の統括だけですけどそうすると社あれですが遮へいの観点だと、津波とか、竜巻で二次ぶたが外れてしまうようなことがなければいいということですか。
2:16:26	すいません大家です。そう。そういうふうに考えてます。
2:16:33	はい、わかりました。ちょっと二次部隊のちょっと機能とかも、ちょっと膳所全体になると思うんですけど、ちょっと先ほどおっしゃられてたようなことを、
2:16:44	ちょっと説明をお願いしたいと思うんですけど、いかがですか。
2:16:50	松尾さんの
2:16:53	今、今日、ちょっと今ここでですか。
2:16:56	ここじゃなくてね、後程で結構です。
2:17:00	後程、わかりましたちょっと整理していけないかなと思いますが、ちょっと戻って、設計の考え方とか、
2:17:12	企画要求の話と、
2:17:15	それと別に設計の考え方をちょっと整理して、
2:17:20	ご説明したい。
2:17:23	日立造船吉田です。すいませんその機能のお話というのはその機能維持評価において江藤
2:17:33	今、選定して評価箇所をこのようにあげまし能資料の中で挙げてますけども、
2:17:40	他にあるんじゃないかとかそういったご指摘ということですか。
2:17:48	はい。規制庁のトガサキですけど
2:17:51	あくまでも
2:17:54	今、角南とかで評価されている。
2:17:59	のは、
2:18:02	例えばですが 8 ページ。
2:18:06	8 ページのところですよ。
2:18:09	これと閉じ込め機能臨界方式の遮へい機能。
2:18:14	除熱機能ってありますけど、
2:18:18	ホデと事務米機能の観点では先ほどの一部たでいいということですね、何日分た 2 か考慮しなくてもいいですよ。
2:18:29	それで、臨界防止はもう関係ないと思うんですけど、あと高遮へい機能とかですね、これがちょっとどうなんのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:38	Dはだから、ちょっとそこら辺整理してもらって
2:18:42	ここに関係するんであればそういう注記とかが必要になると思うんですけど。
2:18:48	あの関係がないんだったら、その前に渋田はこういう設計になってますっていう説明でいいんじゃないかと思います。
2:18:57	規制庁松野です。今の件ですけども、この8ページに書かれてこの評価部位っていうところが、他に関係する部位があっても、
2:19:09	ここに書かれてる一番厳しいっていうところで包絡されてるのであれば、あえてそこはもう注釈。
2:19:16	もしくはその補足説明資料で補足していただければ良いかと思いますので、
2:19:21	まずその点含めて一度検討の方をお願いできればと思いますけども。
2:19:32	日立造船の南です。承知しました。近江渋田のところの考え方についても、一度整理して、江藤北井の方考えます。以上です。
2:19:46	規制庁松野です。
2:19:49	貴重なこちら。
2:19:51	質問、確認は以上ですけども、何か全体を通じて、追加の確認等あれば、
2:19:59	お願いしたいと思いますけども。
2:20:03	よろしいですか。
2:20:12	衛藤さんヨシダです。こちら大丈夫です。
2:20:17	では本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。どうもお疲れ様です。
2:20:23	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。